

主催：株式会社プロフェッションネットワーク

# 司法書士業務に必須となる 税務知識と実務上の活用法

Farbe 税理士法人  
ファルベ不動産

税理士法人ファルベ不動産 代表  
税理士・公認会計士 木下勇人

808-1900-1001-15

# 戸籍関係書類収集に あたり注意すべきポイント

## ■ 被相続人

1. 戸籍謄本（出生～死亡まで）  
∴ 相続人の確定のため
2. 住民票の除票  
∴ 被相続人を住所・氏名・本籍地で特定するため

## ■ 相続人

1. 戸籍謄本  
∴ ①相続人であること、②現在も生存していること を証明するため
2. 住民票の写し  
∴ 財産を取得する者の住所を特定するため
3. 印鑑証明書

## ■ その他

1. 固定資産評価証明書

■ 被相続人

1. 戸籍謄本（出生～死亡まで） **必要**  
→ **相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの**
2. 住民票の除票 **不要**

■ 相続人

1. 戸籍謄本 **必要**  
→ **相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの**
2. 住民票の写し **小規模宅地等の特例適用の場合、必要**
3. 印鑑証明書 **必要**
4. 戸籍の附票の写し **小規模宅地等の特例（家なき子）適用の場合、必要**

■ その他

1. 固定資産評価証明書 **必要（課税明細も可）**